

3. 金融検査マニュアル（運用の明確化措置）

（3-13）個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、弁済計画が成立した場合、同ガイドライン7（2）①の「債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合」については、当該弁済計画を「合理的であり、その実現可能性の高い」計画として取り扱ってもよいですか。さらに、「実現可能性が高い抜本的な計画」として取り扱うこともできますか。

（答）

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、成立した弁済計画については、金融検査マニュアルの要件（「自己査定」（別表1）1（3）③）を基本的に満たしていると考えられることから、当該計画は、原則、「合理的であり、その実現可能性の高い」計画とみなして差し支えありません。
2. また、同ガイドライン7（2） においては、「債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合」は、将来において継続的に若しくは反復して得る見込みがある収入により、又は資産（破産手続において「自由財産」と扱われる財産を除く。）を処分・換価して、債務を原則5年以内に弁済する計画を策定することとなっていますが、これは、同ガイドラインの対象となり得る債務者が、東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であるため、弁済計画の実行に時間がかかる場合も多いという事情を勘案したものと考えられます。

このような点に鑑み、上記に該当する債務者について、同ガイドラインに基づく弁済計画が成立した場合には、原則、当該計画を「実現可能性の高い抜本的な計画」と同様に取り扱っても差し支えありません。